

## 介護福祉施設利用料金表

### 施設利用料（介護福祉施設サービス費）

・令和1年10月以降利用の方（個人負担1割の金額）

区分	1日あたりの自己負担額	
	従来型個室	多床室
要介護度1	589円	589円
要介護度2	659円	659円
要介護度3	732円	732円
要介護度4	802円	802円
要介護度5	871円	871円

※個人負担2割の場合は2倍の金額となります。

※個人負担3割の場合は3倍の金額となります。

※入所後30日間は、1日30円を加算させていただきます。

※平成17年9月30日以前の利用で、従来型個室を利用の方は多床室の利用料が適用となります。

**食費**（1日あたりの食材料費・調理費）下記に該当する方は減額を受けることができます。

1日あたりの負担限度額			
生活保護受給者の方等	市町村民税非課税世帯		基準額
	合計所得額+課税年金収入額が80万円以下	市町村民税世帯非課税で第1段階及び第2段階に該当しない方	
第1段階	第2段階	第3段階	通常
300円	390円	①650円 ②1,360円	1,445円

**居住費**（1日あたりの滞在費）下記に該当する方は減額を受けることができます。

1日あたりの負担限度額				
	生活保護を受給している方等	市町村民税非課税世帯		基準額
		合計所得額+課税年金収入額が80万円以下	市町村民税世帯非課税で第1段階及び第2段階に該当しない方	
	第1段階	第2段階	第3段階	通常
従来型個室	380円	480円	880円	1,231円
多床室	0円	430円	430円	915円

※平成17年9月30日以前の利用で、従来型個室を利用の方は多床室の居住費が適用になります。

加算の種類	日数・回数等	金額
(1)生活機能向上連携加算(I)	3ヶ月に1回を限度	100円
(2)生活機能向上連携加算(II)	1ヶ月1回	200円
(1)個別機能訓練加算(I)	1日	12円
(2)個別機能訓練加算(II)	1ヶ月1回	20円
(1)ADL維持等加算(I)	1ヶ月1回	30円
(2)ADL維持等加算(II)	1ヶ月1回	60円
再入所時栄養連携加算	入所時1回を限度	400円
栄養マネジメント強化加算	1日	11円
(1)経口移行加算(I)	180日以内に限り 1日	28円
(2)経口移行加算(II)	1ヶ月に1回	100円
褥瘡マネジメント	3ヶ月1回を限度	10円
(1)褥瘡マネジメント加算(I)	1ヶ月1回	3円

(2)褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	1ヶ月1回	13円
排せつ支援加算	6ヶ月以内1ヶ月1回	100円
(1)排せつ支援加算(Ⅰ)	1ヶ月1回	10円
(2)排せつ支援加算(Ⅱ)	1ヶ月1回	15円
(3)排せつ支援加算(Ⅲ)	1ヶ月1回	20円
(1)科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	1ヶ月1回	40円
(2)科学的介護促進体制加算(Ⅱ)	1ヶ月1回	50円
安全対策体制加算	入所初日に限り1回	20円
(1)サービス体制強化加算(Ⅰ) ・介護福祉士80%以上 ・勤続10年以上介護福祉士35%以上 ・サービスの質の向上に資する取組を実施	いずれかに該当する場合について 1日	22円
(2)サービス提供体制加算(Ⅱ) ・介護福祉士60%以上	1日	18円
(3)サービス提供体制加算(Ⅲ) ・介護福祉士50%以上 ・常勤職員75%以上 ・勤続7年以上30%以上	いずれかに該当する場合について 1日	6円
入所した日から30日以内の期間について、初期加算	1日	30円
《入所期間が1ヶ月を超えた場合の退所時相談等の場合》 退所時等相談援助加算		
退所前訪問相談援助加算	1～2回	460円
退所後訪問相談援助加算	1回	460円
退所時相談援助加算	1回	400円
退所前連携加算	1回	500円
《入所者が入院又は居宅における外泊を認めた場合》 入院外泊費用(1ヶ月に6日が限度) ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は除く。	1日	246円
《入所者の重度化に伴う医療ニーズに対応するため常勤看護師の配置や手厚い看護職配置をした場合》 看護体制加算		
常勤看護師1名以上配置	1日につき	6円
入居者25名に対して1名以上配置・最低基準を1名以上上回って配置・24時間の連絡体制を確保した場合	1日につき	13円
《夜間における手厚い職員配置をした場合》 夜勤職員配置加算 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準に規定する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に1を加えた数以上の介護職員又は看護職員を配置	1日につき	22円
夜勤時間帯を通じて、看護職員を配置していること又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置	1日につき	28円
以上についてはいずれか一つのみ加算		
《病状にあわせた食事を提供した場合》 療養食加算(1日3回を限度)	1回	6円
《看取りに対する指針により本人又は家族の同意を得て看取り介護を行った場合の費用》 看取り看護加算(Ⅰ)		
死亡日前31日以上45日以下	1日につき	72円
死亡日4日以上30日以下	1日につき	144円
死亡日前日及び前々日	1日につき	680円

看取り看護加算(Ⅱ)	死亡日 死亡日前31日以上45日以下 死亡日4日以上30日以下 死亡日前日及び前々日 死亡日	1日 1日につき 1日につき 1日につき 1日	1,280円 72円 144円 780円 1,580円
以上については条件に応じて該当する加算			
《専門的な認知症ケアを行った場合》			
認知症専門ケア加算(Ⅰ)		1日につき	3円
認知症専門ケア加算(Ⅱ)		1日につき	4円
以上については該当する加算			
《利用者に対して質の高いケアを実施した場合》			
1) 要介護度4・5の割合が70%以上・認知症日常生活自立度Ⅲ以上65%以上・社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第一条各号に掲げる行為を必要とする入所者の割合が15%以上のいずれかに該当し、介護福祉士9人以上配置した場合 日常生活継続支援加算		1日につき	36円
以上についてはいずれか一つのみ加算			
(1) 協力医療機関連携加算(Ⅰ)		1ヶ月1回	100円 (令和6年度) 50円 (令和7年度以降)
(2) 協力医療機関連携加算(Ⅱ)		1ヶ月1回	5円
(1) 退所時情報提供加算		1回	250円
(1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)		1ヶ月1回	10円
(2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)		1ヶ月1回	5円
新興感染症等施設療養費		1日	240円
(1) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ)		1ヶ月1回	150円
(2) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ)		1ヶ月1回	120円
退所時栄養情報連携加算		1回	70円
自立支援促進加算		月1回	280円
(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)		1ヶ月1回	100円
(2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)		1ヶ月1回	10円

### 介護職員等処遇改善加算

加算の種類	日数	料金
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	1ヶ月利用単位数に対して	14.0%
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	1ヶ月利用単位数に対して	13.6%
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	1ヶ月利用単位数に対して	11.3%
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	1ヶ月利用単位数に対して	9.0%

厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして福島県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護老人福祉施設サービスを行った場合にいずれか一つのみ算定する。

### その他の利用料金

- ・利用者が契約終了後、居室を明け渡すことができない場合

本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間にかかる料金として、1日あたりの介護福祉施設サービス費の利用者負担額の相当額をいただきます。

	費用	備考
管理代行費	1ヶ月 3,000円 *ただし、入退所の月に限っては日割りとし、1日100円	金銭や年金証書等の管理や買い物及び支払いの代行、各種申請や申告などを希望により代行
理容費	カット 1,500円 丸刈り 1,400円	
美容費	カット 2,000円 パーマ(部分) 5,000円 パーマ(全体) 6,500円 白髪染め 4,000円	※カット…顔そり付 ※パーマ…カット付
買い物代金、各種支払いの代金、申請・申告等にかかる手数料、施設の行事などの際に提供する特別なお茶菓子代	実費	
日常生活において通常必要となるものにかかる費用	実費	入所者が負担することが適当と認められる下着や衣類などの費用、レクリエーション費用、買い物サービス費用
入所者の希望により、特別な食事の提供に伴い必要となる費用	実費	
複写物の交付 複写物を必要とする場合	コピー代(A4サイズ用紙) 1枚 10円	利用者様はサービス提供についての記録をいつでも閲覧できます。

※各号に掲げるものの他、生活介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用